

～～ テレワーク勤務の実施に取り組む中小企業を支援します ～～

公募期間

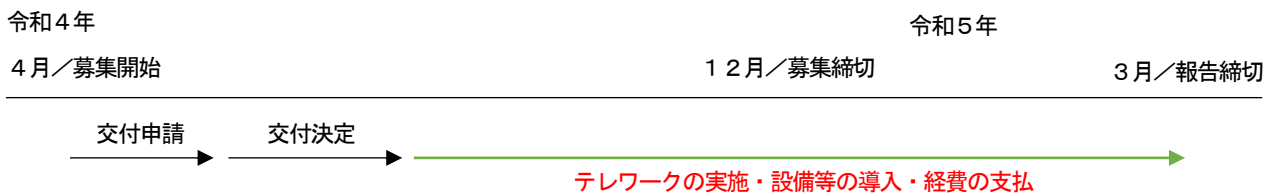
令和4年12月28日（水） 必着

※先着順となります。

補助の概要

補助対象事業	市内のサテライトオフィス、自宅又はホテル等の施設をテレワーク勤務の場所として、常時雇用する従業員にテレワーク勤務を実施させる事業
補助対象経費	<p>テレワーク勤務を実施するに当たり必要となる以下の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機器装置等購入費（通信機器・設備類の購入、改良、設定費用等） ・ ソフトウェア購入費（WEB 会議システム等の購入、改良、設定費用等） ・ 賃借料（機器設備、ソフトウェアのリース等の費用、サテライトオフィス利用料） ・ 委託費（システム開発会社等への委託費用） ・ 施設使用料（ホテル等のテレワーク勤務実施場所（市内に限る）の使用料） ・ テレワーク勤務手当（市内でテレワーク勤務する従業員に支払う在宅勤務手当等） <p>※ 以下の経費は対象外です。</p> <p>パソコン、タブレット及びスマートフォンの購入費用、通信回線工事費、振込手数料、通常の事業活動に伴う経費（事務所借料、光熱費、従業員給料、消耗品費、汎用事務機器購入費、通信費等）、従業員のテレワーク勤務に必要な経費とは認められないもの（事業所間のWEB 会議システム、顧客向けのシステム等の導入経費等）</p>
補助対象者	<p>中小企業者（個人事業者を含む。）及び各種組合等</p> <p>※ 本市内のサテライトオフィス、自宅又はホテル等をテレワーク勤務の場所とする従業員を常時雇用する方に限ります。</p> <p>※ 市税に未納のある方、暴力団関係者及びみなし大企業は対象外</p> <p>※ みなし大企業の定義は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者 ・ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
補助対象期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
補助率	補助対象経費の2分の1以内（千円未満切捨て）
補助金限度額	50万円

対象となる期間及び経費



テレワークの定義

厚生労働省の定義に則り、「本拠地のオフィス（通常業務に従事する場所）から離れた場所で、ICT を使って業務に従事すること」を指します。詳細は以下 URL からご確認ください。

<https://telework.mhlw.go.jp/telework/about/>

補助対象となる各種組合等

中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生協同組合、有限責任事業組合、農業協同組合、漁業協同組合、水産加工協同組合、森林組合等

申請に必要な書類

- 補助金交付申請書
- 事業計画書
- 補助事業の内容や金額が確認できる資料等

※ この他にも補助事業の内容等を確認するために、追加の資料のご提供をお願いする場合があります。

申請に関する注意事項

- 1 国、県及び支援機関等が補助する他の制度（助成金、補助金、委託費等）の対象経費との重複はできません。
- 2 補助対象期間内に支払った経費のみが対象となります。
- 3 本市の産業振興施策の効果検証及び分析等のため、申請内容を利用することがあります。
- 4 補助事業の実績等を確認するため、事業完了後のフォローアップ調査等を依頼する場合があります。

お問い合わせ及び申請書提出先

日立市 産業経済部 商工振興課 工業振興係 担当：志和、草野

〒317-8601 日立市助川町 1-1-1

電話：0294-22-3111（内線 471、775）

IP：050-5528-5104

Eメール：shoko@city.hitachi.lg.jp

HP：<https://www.city.hitachi.lg.jp/jigyoku/004/001/p094189.html>

